PTA 細則:本部役員選出ルール

令和5年12月22日 作成

[1. 役職]

1-1. 本部役員の役職は以下のとおりとする。

会長:1名副会長:1名書記:1名会計:1名会計監査:1名

合計: 5名

[2. 任期]

2-1. 本部役員の仟期は1年間とする。

[3. 選出の流れ]

11 月上旬

現本部役員から該当学年に、新本部役員の選出依頼をする。

~12 月末

各学年で選出者を決定する。(決まらない場合は現本部役員に相談)

~1月上旬

全学年の選出者が決まり次第、選出者同士で担当役職を決定する。 決まり次第、現本部役員へ報告する。

2月中旬

第3回 PTA 役員理事会で、来年度の本部役員を発表、確認する。

※本部役員選出は現本部役員主導で行うこと。

[4. 選出方法]

- 4-1. 上の学部・学年から優先的に選出する。
- 4-2. 1つの学年から1名を選出する。
- 4-3. 海外籍の保護者については、意思疎通の状況を考慮すること。
- 4-4. 高3からは本部役員を選出しない

4-5. 選出対象が 0 人の学年がある場合、直近の下の学年から選出する例) 中3の選出対象が 0 の場合、

通常: 高2・高1・中3・中2・中1 変更後:高2・高1・中2・中1・小6

- 4-6. 兄弟姉妹などで、本部役員選出対象に複数名の生徒がいる場合、
 - 一番上の子の学年だけ対象とする。
 - 例)上の子が高1、下の子が中2の場合、高1側のみ対象。 中2からは対象外とする。
- 4-7. 双子の兄弟姉妹で、1学年に複数名の子供がいる場合、 子供1人としてカウントする。 例)同じ学年に子供が5名、4家庭である場合、4名の保護者が対象。

[5. 役職決定方法]

5-1. 本部役員の役職は、選出者が話し合い決定する。

[6. 理事関係]

- 6-1. 本部役員と理事は兼任できないものとする。
- 6-2. 理事より本部役員を優先的に選出する。

[7. 任期満了後について]

- 7-1. 本部役員は、次年度の担当者へ以下のように引継ぎを行うこと。
 - ・会長は、担当年度の資料をひとつのファイルにまとめておく。 (特に伝えておきたい点はメモなどを残しておく。)
 - ・次年度の第1回 PTA 役員理事会で、次年度の会長にファイルを渡す。
- 7-2. 本部役員を担当した者は、翌年度は本部役員と理事は担当しない。 但し、本人からの希望がある場合はこの限りではない。

[8. その他]

- 8-1. 上記内容以外については、本部役員が話し合い決定するものとする。
- 8-2. 当ルールは PTA 会則の変更を妨げるものではない。